



三つ柏

— MITSU KASHIWA NO.4 —

令和3年4月30日発行

今年度のテーマは・・・

－児童会スタートの会



23日に行われたこの会で、今年度の児童会テーマ「みんな 仲良く 明るいあいさつひびく白岩小」が発表されました。もともと仲は良いのですが、もっともっとという思いが込められています。あいさつもとても大切なことで、良いところに目を付けてくれました。校内だけでなく、家族や地域の人にもあいさ



つするという伝統を続けてくれることと思います。委員会活動の発表、スマイルグループの顔合わせの後に全校でのゲームも行いました。ずっとマスクをしながらの会でしたが、初めて参加した1年生がとても楽しそうでした。

畑の石ひろいをしました

28日、朝、スマイルグループでまとまって行いました。グループで育てるさつまいもだけでなく、様々な野菜が各学年の学習やお楽しみのために植えられます。ですから、他校に比べても広い畑です。協力して拾った石はかなりの数になりました。作業終了の時刻に雨が降り始めました。今年は、天の神様にも助けられそうです。

PTA新役員 承認されました

紙面で役員案をお届けしていましたが、会長・副会長・監事の全員が承認されたことを報告いたします。新役員の皆さん、よろしくお願いいたします。早速、会長さん等と相談し、5月8日に予定していた PTA 奉仕活動は、三密を避けるために 中止とすることにしました。ご了承下さい。

コロナ対応についてもう一つ

No.3 に書かれたことに一点、追加をしたいと思います。

発熱やだるさ、味覚・臭覚に異常を感じたときは無理に外出せず、速やかにかかりつけ医に電話で相談して受診するか、「あきた新型コロナ受診相談センター」に相談し、その指示に従う。

また、No.3 にも書きましたが、家族に風邪症状があるときも、登校させず家庭で休養させるようにお願いします。県内の小学校でも休校措置をとった学校があるようです。以上について、どうかご協力を。

いじめのない学校に

私たちは「いじめ」は、決して許されないものとして指導にあたっています。「相手がいじめられたと思っても、これくらいのことならいじめではない。」「いじめられる側にも良くないところがある。」といった考え方は、認められません。

残念なことに、校外での行為や、校内であっても私たちの見えにくいところで行われている行為には気付かないことがあります。保護者の皆様には、もしかしたらと思

われる行為であっても、お気づきの時には学校にお知らせ下さい。協力していじめのない学校を築いていきましょう。



白岩小学校のいじめ防止基本方針について

(1) はじめに

この方針は、国が定める「いじめ防止等のための基本的な方針」、「秋田県いじめ防止等のための基本方針」及び「仙北市いじめ防止等のための基本方針」を参酌し、地域の実態、本校の教育目標や目指す学校像、目指す児童像等を踏まえて本校が定めるものである。

本校では、教育目標を「夢にむかい 心ゆたかに たくましく」とし、キャリア教育では「グローバル社会で生きる力に磨きをかける子ども」、人権教育では「他との関わり合いの中で自らの心を育む子ども」を目指している。その基本となるものは「仲間や地域との関わり合いを通して、自己有用感及び共生力を培うこと」であり、地域の特性を十分に生かし、地域・保護者と一体になって「いじめの防止」に向けて取り組むものである。

(2) いじめに対する基本的な考え方

① いじめの定義

「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」と定義する。（いじめ防止対策推進法から）

② 学校及び職員の債務

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならずその生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。そこで、本校では、あらゆる教育活動の中で「いじめは決して許さない」という毅然とした態度で、児童にいじめは許されない行為であり、法的にも禁止されていることを理解させる。また、保護者や地域、他の関係機関との連携を図りながら学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むと共にいじめが疑われる場合は、最優先で適切かつ迅速に対処し、その再発防止に努める。

(3) いじめ防止等のための組織

① いじめ防止対策委員会

いじめの防止等に向けて組織的かつ実効的な対応を行うために、校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、養護教諭からなる「いじめ防止対策委員会」を組織する。

② 「児童を語る会」

月1回、全職員による「児童を語る会」を開催し、全校児童に関わる情報を共有し合う。特に、いじめに関わる児童の言動や指導についての情報の共有を重視し、その指導やその後の変容について話し合う。また、いじめが疑われる事案が発生した場合、職員朝会や臨時の会議で、すぐ情報を共有し合うと共に職員全員で即時対応する。

③ いじめ防止についての研修会等への参加

県や市が開催する「いじめ防止」等に関わる研修会へ積極的に参加し、職員の資質の向上を図る。また、校内においては伝達講習を実施し、校内研修の充実を図る。



※以下、(7)の「いじめ対応マニュアル」以外は本校のHPに載っています。ぜひご覧下さい。

— 以下の目次 —

(4) いじめ防止等の具体的対策

①いじめの未然防止のために ②いじめの早期発見のために ③いじめ調査等

(5) いじめに対する措置

①早期対応について ②重大事態について ③解消の判断について

(6) 関係機関との連携

①地域との連携 ②専門機関等との連携

(7) いじめ対応マニュアル

5月1日からは五連休です。安全で楽しい休みになるよう祈っています。